

岩見沢市営住宅 入居申込のしおり



《市営住宅のお問合せ先》

【 建設部 建築課 住宅管理係 】

[直通]0126-35-4690

岩見沢市鳩が丘 1 丁目 1 番 1 号

市役所 2 階【窓口 33 番】

一 目 次

公募年間計画について	．．．．．	2 ページ
申込資格について	．．．．．	2～ 7 ページ
受付番号の追加について	．．．．．	8 ページ
収入基準・計算方法について	．．．．．	9～14 ページ
連帯保証人について	．．．．．	15 ページ
市営住宅の設備について	．．．．．	16 ページ
団地自治会への加入及び共益費の負担について	．．．．．	17 ページ
団地敷地内のペット禁止について	．．．	17 ページ
団地内の駐車場について	．．．．．	17 ページ

【美園団地】

- 所在地
岩見沢市美園 2 条 2 丁目・3 丁目
- 建設年度 昭和 57～62 年度



市営住宅公募年間計画について

岩見沢市では、毎年、5月・7月・10月・2月の年4回、公募を予定しております。

なお、空家がない等の理由で、公募を取りやめる場合もあります。

(ア) 申込資格について

次の(1)～(7)すべての要件を満たしていることが必要です。

- (1)同居親族がいること、または、同居予定の親族（婚約者含む）がいること。市長が告示する手続きによりパートナーシップの宣誓を行ったパートナーがいること。
- (2)収入が基準以下の世帯
- (3)市税等に滞納がないこと（入居予定家族全員）
- (4)住宅に困窮していることが明らかであること
- (5)入居予定家族全員が暴力団員でないこと
- (6)市営住宅の明渡し請求を受けたことがないこと
- (7)持家がないこと

※申込資格の詳しい内容については、3～7 ページを参照してください。

(1)同居親族がいること、または、同居予定の親族（婚約者等含む）がいること。パートナーシップの宣誓を行ったパートナーがいること。（令和5年2月1日施行）

※結婚予定で申込みする方は、申込日から3ヶ月以内に入籍する方で、入居日から同居することが条件となります。

なお、入居後に事実を確認できる住民票、または、戸籍の全部事項証明書（謄本）を提出していただきます。

※パートナーシップ宣誓書受領証(写)の提出していただきます。

※妊娠中の場合は、出産予定として世帯員とみなしますので、母子手帳をお持ちください。

ただし、収入控除・裁量階層には該当しません。

※離婚予定の家族状況では、申し込むことができません。
ただし、現在、離婚調停中で裁判所から調定成立の証明書類が提出できる方は、申込み可能です。

次のいずれかに該当する場合は、単身での申込み**が可能です。**

1. 申込者が次の①～⑧いずれかに該当する場合

① 高齢者(60歳以上の方)

② 障害者基本法第2条に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる程度の方

(イ)身体障害者手帳（1級から4級まで）の交付を受けた方

(ロ)精神障害者保健福祉手帳（1級から3級まで）の交付を受けた方

(ハ)療育手帳（AまたはB判定）の交付を受けた方

- ③ 戦傷病者特別援護法第4条の規定による戦傷病者手帳の交付を受け当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が国土交通省令で定める程度の方
- ④ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
- ⑤ 生活保護法第6条第1項に規定する被保護世帯の方
- ⑥ 海外から日本に引き上げた日より起算して5年を経過していない方
- ⑦ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等に該当する方
- ⑧ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条第2項に規定する被害者で(イ)または(ロ)のいずれかに該当する方
 - (イ) 配偶者暴力防止法第3条第3項第3号の規定による一時保護または同法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない方
 - (ロ) 配偶者暴力防止法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行い当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方

2. EV のない中高層階など、市が予め指定した住宅に入居しようとする場合

**「高齢者・障がい者向住宅」に申込できる方は、
①・②のいずれかに該当する方です。**

- ① 高齢者(60歳以上の方)
- ② 障害者基本法第2条に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる程度の方
 - (イ) 身体障害者手帳（1級から4級まで）の交付を受けた方

- (ロ)精神障害者保健福祉手帳（１級から３級まで）の交付を受けた方
- (ハ)療育手帳（ＡまたはＢ判定）の交付を受けた方

(2) 収入が基準以下の方

※ 収入基準・計算方法については 9～14 ページを参照してください。

◎ 一般階層

公営住宅法で定める月額所得金額 158,000 円以下
（改良住宅は月額所得金額 114,000 円以下）

◎ 裁量階層

公営住宅法で定める月額所得金額 214,000 円以下
（改良住宅は月額所得金額 139,000 円以下）

☆ 裁量階層について

裁量階層とは、次のいずれかに該当する方で、収入基準の上限が拡大されます。

- ① 入居者または同居者に障害者基本法第2条に規定する障害のある方で、その障害の程度が次に掲げる程度の場合
 - (イ) 身体障害者手帳（１級から４級まで）の交付を受けている場合
 - (ロ) 精神障害者保健福祉手帳（１級または２級）の交付を受けている場合
 - (ハ) 療育手帳（Ａ判定）の交付を受けている場合
- ② 入居者が60歳以上で、かつ、同居者のいずれもが60歳以上または18歳未満である場合（単身も可）

- ③ 同居する家族の中に小学校就学前の子がいる場合
- ④ 戦傷病者特別援護法第4条の規定による戦傷病者手帳の交付を受け当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が国土交通省令で定める程度の場合
- ⑤ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている場合
- ⑥ 海外から日本に引き上げた日より起算して5年を経過していない場合
- ⑦ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等に該当する場合

(3) 市税等に滞納がないこと（入居予定家族全員）

調査に該当する税及び料が、各納期限までに納入されていることがわかる「滞納なしの証明書」(完納証明書)が提出できる方

<該当する税および料>

〔市道民税〕 〔軽自動車税〕
〔固定資産税〕 〔住宅使用料〕

◆ 申込時点の年の1月1日以降に転入された方、及び申込み時岩見沢市に住所を有しない方は、申込み時の住所地の前々年度と前年度の2か年分の納税証明書または非課税証明書が必要です。

(4) 住宅に困窮していることが明らかであること

岩見沢市内の公営住宅（市営住宅、道営住宅）に入居中の方は申込みできません

※ 世帯員の方で結婚などにより新たに世帯を設ける場合は、申込することができます。

(5) 入居される家族全員が暴力団員でないこと

入居家族に「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員が含まれる世帯は申込みできません。

(6) 市営住宅の明渡し請求を受けたことがないこと

過去に市営住宅に入居していて、市営住宅の明け渡し請求を受けたことがある方は申込みできません。

(7) 持家がないこと

原則として持家をお持ちの方は申込みができませんが、現住居での生活維持が困難であることが明らかな場合は、申込みが可能な場合があります。

<対象例>

- ・ 著しい老朽化や修復不可能な破損がある。
- ・ 障がいや病気などにより持家での生活維持が困難。
- ・ 正当な事由による立退き要求を受けている。
- ・ 6ヶ月以内に解体、名義変更や売買等により、所有権が移転されることが確実である。

※申込みに際しては、状況を証明する書類の提出が必要です。事前に住宅管理係へご相談ください。

(イ) 受付番号の追加について

世帯または入居者で「受付番号の追加世帯・追加数一覧表」に該当する方がいる場合、受付番号が追加される優遇措置があります。

該当する場合は、申込書の世帯状況申告欄の該当する項目すべてにチェックを付け、各種手帳等、証明するものをお持ちください。

持ち番号の上限は3つです。

なお、複数の項目に該当していても優遇措置を受けられる項目は1つです。

受付番号の追加で、当選の確率が高くなります。

受付番号の追加世帯・追加数一覧表

優遇される世帯	該当する世帯状況	追加数
重度障害者世帯	身体障害者手帳の等級が1級又は2級の方 精神障害者保健福祉手帳の等級が1級の方 療育手帳の判定がA判定の方 戦傷病者手帳の特別項症から第3項症までの方 原子爆弾による被爆者	2つ
中度障害者世帯	身体障害者手帳の等級が3級又は4級の方 精神障害者保健福祉手帳の等級が2級又は3級の方 療育手帳の判定がB判定の方 戦傷病者手帳の第4項症から第1款症までの方	1つ
母子・父子世帯	入居申込をする母子または父子で、同居し現に扶養している20歳未満の子がいる世帯（妊娠中を含む）	
大家族世帯	申込時に家族5人以上いる世帯 申込時に18歳未満の児童が3人以上いる世帯	
老人世帯	入居申込者または同居者に60歳以上の方がいる世帯	
炭鉱離職者	炭鉱離職者求職手帳の発給を受けた方で、移転就職者用宿舎に入居している方、または炭鉱離職者求職手帳の発給を受けた方で、職業安定所の紹介により就職して2年を経過していない方	
海外引揚者	海外からの引揚者で、5年を経過していない方	
ハンセン病療養所入所者	ハンセン病療養所に入所していた方	
ホームレス	自立支援施設を退所した方で、自立が可能な方	
DV被害者	婦人保護施設 または母子生活支援施設の退所者及び入所者	

(ウ) 収入基準・計算方法について

公営住宅法で定める月額所得金額が 158,000 円を超える場合は入居できません。

(裁量階層に該当する場合は、月額所得金額 214,000 円以上)

改良住宅は、月額所得金額 114,000 円を超える場合は入居できません。

(裁量階層に該当する場合は、月額所得金額 139,000 円以上)

※ 申込みの時点で働いている場合は、退職予定であっても申込時の収入で家賃の計算を行います。

☆ 所得金額とは

収入から必要経費を差し引いた額です。

会社員の場合は、必要経費を特定することがむずかしいため「給与所得控除」として収入に応じた必要経費が定められており、収入金額に応じた控除額を差し引いて所得額が算定されます。

[収入分位に対する収入月額(所得額)]

※ ()内は改良住宅の所得額です。

収入分位	収入月額(所得額)	区分	
		公営住宅	改良住宅
1	0円～104,000円 (114,000円)	一般階層	一般階層
2	104,001円～123,000円 (114,001円)		裁量階層
3	123,001円～139,000円		
4	139,001円～158,000円		
5	158,001円～186,000円	裁量階層	
6	186,001円～214,000円		

◎ 収入分位により家賃額が変わります

＜収入分位早見表＞

入居申込みする家族の中で、収入のある方が1人だけでその方が給与所得者の場合は、下記の早見表を参考にしてください。

※ 収入のある方が2人以上の場合、特別控除の項目に該当する方がいる場合、年金収入、事業所得者の場合は、下記の早見表は参考になりません。

☆ 単身または2人で入居する場合

入居収入基準(参考)	収入分位	公営住宅法で定める収入月額(所得額)	申込家族数(別居扶養者を含む)による年間総収入金額の区分	
			1人	2人
	1	104,000 円まで	2,043,999 円まで	2,583,999 円まで
	2	104,001 円から 123,000 円まで	2,044,000 円から 2,367,999 円まで	2,584,000 円から 2,911,999 円まで
	3	123,001 円から 139,000 円まで	2,368,000 円から 2,643,999 円まで	2,912,000 円から 3,183,999 円まで
	4	139,001 円から 158,000 円まで	2,644,000 円から 2,967,999 円まで	3,184,000 円から 3,511,999 円まで
	5	158,001 円から 186,000 円まで	2,968,000 円から 3,447,999 円まで	3,512,000 円から 3,943,999 円まで
	6	186,001 円から 214,000 円まで	3,448,000 円から 3,887,999 円まで	3,944,000 円から 4,363,999 円まで

☆ 3人または4人で入居する場合

入居収入基準(参考)	収入分位	公営住宅法で定める収入月額(所得額)	申込家族数(別居扶養者を含む)による年間総収入金額の区分	
			3人	4人
	1	104,000 円まで	3,127,999 円まで	3,663,999 円まで
	2	104,001 円から 123,000 円まで	3,128,000 円から 3,451,999 円まで	3,664,000 円から 3,947,999 円まで
	3	123,001 円から 139,000 円まで	3,452,000 円から 3,711,999 円まで	3,948,000 円から 4,187,999 円まで
	4	139,001 円から 158,000 円まで	3,712,000 円から 3,995,999 円まで	4,188,000 円から 4,471,999 円まで
	5	158,001 円から 186,000 円まで	3,996,000 円から 4,415,999 円まで	4,472,000 円から 4,891,999 円まで
	6	186,001 円から 214,000 円まで	4,416,000 円から 4,835,999 円まで	4,892,000 円から 5,311,999 円まで

～所得金額を計算してみましょう～

10 ページの収入分位早見表に当てはまらない方は、以下の表を参考に収入分位を算出します。

＜年金の場合＞※1 年間の収入を所得に直します

年齢区分	(A) 年金収入の合計額	(B) 割合	(C) 控除額
昭和三十四年一月二日以後に生まれた人	年金額の合計額 600,000 円までの場合は、所得金額はゼロとなります。	—	—
	600,001 円から 1,299,999 円まで	100%	600,000 円
	1,300,000 円から 4,099,999 円まで	75%	275,000 円
	4,100,000 円から 7,699,999 円まで	85%	685,000 円
	7,700,000 円から 9,999,999 円まで	95%	1,455,000 円
	10,000,000 円以上	100%	1,955,000 円
昭和三十四年一月一日以前に生まれた人	年金額の合計額 1,100,000 円までの場合は、所得金額はゼロとなります。	—	—
	1,100,000 円から 3,299,999 円まで	100%	1,100,000 円
	3,300,000 円から 4,099,999 円まで	75%	275,000 円
	4,100,000 円から 7,699,999 円まで	85%	685,000 円
	7,700,000 円から 9,999,999 円まで	95%	1,455,000 円
	10,000,000 円以上	100%	1,955,000 円

＜計算式＞ (A) × (B) - (C) = 所得金額

【計算例】

昭和 33 年 1 月 2 日以後に生まれた人で年金額が 130 万円の場合の所得額

$$1,300,000 \text{ 円} \times 0.75 - 275,000 \text{ 円} = \underline{700,000 \text{ 円}}$$

※ 所得額は 700,000 円となります

＜給与の場合＞※1年間の収入を所得に直します

給与収入金額の合計額	給与所得の金額	
650,999 円まで	0 円	
651,000 円から 1,899,999 円まで	給与収入の合計額から 650,000 円を控除した金額	
1,900,000 円から 3,599,999 円まで	給与収入の合計額を「4」で割り千円未満の端数を切り捨ててください。 (算出金額：A)	「 $A \times 2.8 - 80,000$ 円」で求めた金額
3,600,000 円から 6,599,999 円まで		「 $A \times 3.2 - 440,000$ 円」で求めた金額
6,600,000 円から 8,499,999 円まで	「収入金額 $\times 0.9 - 1,100,000$ 円」で求めた金額	
8,500,000 円以上	「収入金額 $- 1,950,000$ 円」で求めた金額	

【計算例】

「給与収入金額の合計額」が 2,355,500 円の場合の給与所得の金額

- ① $2,355,500 \text{ 円} \div 4 = 588,875 \text{ 円}$
- ② 588,875 円の千円未満の端数を切り捨てる $\rightarrow 588,000 \text{ 円} \dots A$
- ③ $588,000 \text{ 円} \times 2.8 - 80,000 \text{ 円} = 1,566,400 \text{ 円}$

※ 所得額は 1,566,400 円となります

【日の出台団地】

- 所在地
岩見沢市日の出台 6 丁目 2 番
- 建設年度 平成 16・18・20・21 年度



＜控除額表＞※所得から控除する額を求めます

(単位:万円)

控 除 名		控除額	控 除 の 内 容
給与所得等控除		10	給与所得金額及び公的年金等所得金額の合計額から控除 (10万円未満の場合はその額)
一般控除	扶養控除 (同居者・別居扶養者)	38	入居しようとする者(本人を除く)及び遠隔地扶養親族
特別控除	老人配偶者 老人扶養者	10	70歳以上の配偶者あるいは老人扶養親族がいる場合
	特別障害者	40	身体障害者手帳1・2級 精神障害者保健福祉手帳1級 療育手帳A判定 戦傷病者手帳(特別項症～第3項症)
	普通障害者	27	上記以外の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳
	特定扶養親族	25	扶養親族のうち、年齢が16歳以上23歳未満の人がいる場合
	寡婦	27	次の①又は②に該当し、ひとり親に該当しない者は、 <u>該当者本人の所得額の範囲で控除(27万円未満のときはその金額から所得調整控除額を控除した残額)</u> ①夫と離婚してから婚姻(事実婚含)しておらず、合計所得が500万円以下で扶養親族がいる場合 ②夫と死別後に婚姻(事実婚含)していない又は夫が生死不明で、合計所得が500万円以下の場合
	ひとり親	35	次の①～③のすべての項目に該当する者は、 <u>該当者本人の所得額の範囲で控除(35万円未満のときはその金額から所得調整控除額を控除した残額)</u> ①現に婚姻(事実婚含)をしていない者又は配偶者の生死が不明 ②合計所得が500万円以下 ③生計を一にする子がいる(所得が48万円を超える子は除く)

(1) 所得合計の計算

11・12 ページの表により入居家族の中で収入のある方全員の所得を計算し、合計します。

	総収入金額	所得金額
本 人	円	円
同居親族 a	円	円
同居親族 b	円	円
所 得 合 計 ……… ①		円

(2) 控除額の計算

13 ページの表で当てはまる入居家族の人数により、控除額を計算して合計します。

控除項目	金額×人数	控除額
給与所得等控除	10 万円× 人	円
扶養控除（同居者・別居扶養親族）	38 万円× 人	円
老人配偶者・老人扶養親族	10 万円× 人	円
特別障害者	40 万円× 人	円
障害者	27 万円× 人	円
特定扶養	25 万円× 人	円
寡婦	27 万円× 人	円
ひとり親	35 万円× 人	円
控 除 合 計 ……… ②		円

(3) 収入月額(所得額)の計算

上記の(1) 所得合計の計算、(2) 控除額の計算で算出した「所得合計…①」から「控除合計…②」を引き 12 月で割って公営住宅法で定める収入月額(所得額)を算出します。

所得合計…① 控除合計…② 月数
 () - () ÷ 12 = _____ 円

※ 算出した収入月額を 9 ページの[収入分位に対する収入月額(所得額)]の表により収入分位を求めます。

(エ) 連帯保証人について

※入居時には連帯保証人を1人立てることが必要です。

(1) 連帯保証人の資格

- ① 岩見沢市内に1年以上居住していること
(親族の場合は市外在住可)
- ② 未成年者、成年被後見人、被保佐人または破産者でないこと。
- ③ 入居者と生計を異とし、かつ、入居者と同等以上の資力があると認められること。
- ④ 公営住宅(市営・道営)に入居していないこと

(2) 連帯保証人の責務(極度額 100 万円)

以下の項目を入居者の方が守らない場合、その責務により連帯保証人の方に同項目を代行していただくこととなります。

- ① 家賃の滞納をしたときの支払義務
- ② 市営住宅や公共施設を破損したときの損害賠償
- ③ 許可なく住宅または敷地内の工作物を設置したときの
取り壊し義務
- ④ その他公営住宅法及び条例、規則に定める事項に違反した
ときの責務

※連帯保証人の資格を有しない者を設定する場合、または連帯保証人の選任に最大限努めたものの、やむを得ず設定できない場合には、事情を確認の上、入居を認める場合がありますのでご相談ください。

(オ) 市営住宅の設備について

入居していただく住宅は、原則、前入居者退去後、既に修繕を終えた住宅です。

現状で入居の有無を判断してください。

※ 掃除、追加修繕は行いません。

<設備についての注意事項>

① 浴槽設備・給湯ボイラー・クッキングヒーター

上記設備は、家賃とは別にリース料金がかかります。

住宅によりリース料金に違いがあります。

料金詳細は、各団地担当の設備供給会社へ確認してください。

② 入居される皆様の負担で必要に応じて設置していただくもの

[ガスコンロ] [照明器具]

[網戸] [給湯設備(台所のガス湯沸器)]

[ストーブ] [テレビアンテナ(二階建住宅)]

[カーテンレール]

[灯油のホームタンク]

※ 北5条団地・栗沢栄団地・2条団地・6条中央団地には、カーテンレールが設置されています。

※ 灯油タンクは、共同タンク方式の団地もあります。

※ 上記以外のもので設備として取り付けを希望する場合は、模様替えの申請が必要です。

(介護用手摺り、ウォシュレット、光ファイバー接続など)

※ 北村・栗沢地域の市営住宅では、光ケーブルによるインターネット設備を設置できない場合があります。

(カ) 団地自治会への加入及び共益費の負担について

市営住宅は、入居される皆様の共同生活の場です。
清掃・雪かきなどの当番は、必ず行っていただきます。

自治会には必ず加入し、活動に協力してください。

また、団地自治会の運営や環境保全等、共同生活を送るために外灯
電気代等の「共益費」は、必ず負担していただきます。

＜共益費には次のようなものがあります＞

- ① 共同で使用する電灯・電力費
- ② 共同で使用する消耗品の購入費
- ③ 排水管の清掃に要する費用
- ④ 草刈・除雪など屋内外施設の維持管理に要する費用
- ⑤ 浄化槽の清掃及び維持管理に要する費用

(キ) 団地敷地内でのペットの飼育はできません

市営住宅団地内外で、犬・猫・鳥など動物の飼育は、団地全体の環境
保全のために禁止しています。一時的に預かることや
野生動物への餌付けも禁止です。

(ク) 団地内の駐車場について

団地内の駐車場は、団地または棟ごとに駐車場組合が構成されてお
り、駐車場の割当てや維持管理などを行っています。

自家用車をお持ちの方は、ご自身で駐車場の割当てや料金詳細につ
いて駐車場組合に直接お尋ねください。

なお、駐車場のない団地に入居された方や割当てを受けられなかつ
た方は、団地内通行や冬期間の除雪に支障をきたすことがないよう、
ご自分で駐車場を確保してください。

※ 2 条団地には駐車場がありません。

※ 北村地区では自動車保管場所の証明は必要ありません。

＜主な市営住宅一覧＞※一部のみ掲載しています。

団地名	住所	完成年度	階数	エレベータの有無
美鳩	9条東5丁目1番地15	昭和56年度	6	有
6条東	6条東9丁目4番地2	平成元年度	4	無
6条中央	6条東12丁目6番地1	令和4・6年度	5	有
5条東	5条東15丁目42番地6・8	平成2・3年度	4	無
2条	2条西3丁目	平成29年度	7	有
3条西16	3条西16丁目1番地1	昭和55年度	4・5	無
北5条	北5条西20丁目1番1	平成25年度	2	無
美園	美園2条2丁目1番地1～4、 3丁目1番地1～4	昭和58～63年度	4	無
日の出南	日の出南1丁目4番1～2、 南2丁目2番3～5	平成7～10年度	3	無
日の出北	日の出北4丁目15番1～3	平成4・5年度	4	無
日の出台	日の出台6丁目2番1～4	平成18～22年度	5・7	有
第2楓	かえで町6丁目3番1～3 外	昭和49～51年度	4・5	無
東町（中耐）	東町1条8丁目922番地4 外	昭和53～57年度	4	無
こぶし（中耐）	志文町297番地10	昭和52年度	4	有
元町	元町1条東1丁目7番地	昭和60・61年度	4	無
第3東町	東町2条8丁目960番地7	平成15年度	5	有
北1条	北1条西2丁目3番地	平成23年度	5	有
北栄	北村栄町35番地3	平成2～5年度	2	無
栗沢栄	栗沢町東本町14番地1	平成28年度	3	有
弥生ヶ丘	栗沢町最上298番地17 外	平成2～14年度	3	無

○北村勤労者住宅の入居者も随時募集しています。

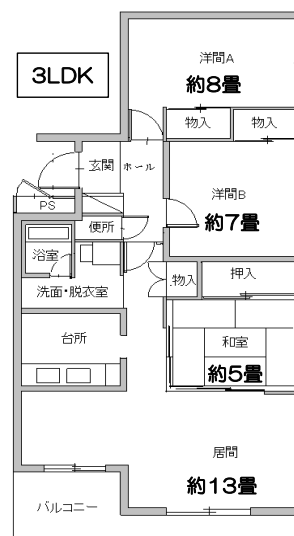
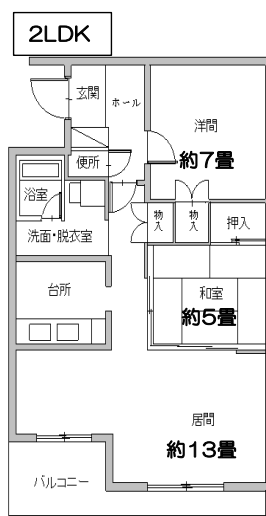
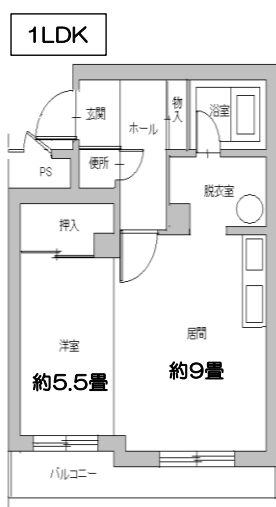
○入居希望の方は、市住宅管理係にお問合せください。

岩見沢市営住宅(北村勤労者住宅)入居者募集!

月額家賃	間取
2.5万円	1LDK
3.9万円	2LDK
4.9万円	3LDK



- 所在地 北海道岩見沢市北村栄町591番地
 - 建設年度 平成7・8・10年度
 - 階層 3階建
 - 管理戸数 5棟 計66戸
 - 敷金 家賃2ヶ月分
 - 設備
- 浴室:ボイラーは設置済
給湯:浴室+洗面所+台所 ユニツバス
台所 LPガス(コンロは入居者設置) 電気コンロ設置は1LDKのみ
暖房 FF式+パネルヒータは設置済 電気蓄熱式設置は1LDKのみ



《令和8年8月作成》